

自治会長便利帳

2024

令和6年6月



自治会は 地域を守る 優しい目

市川市自治会連合協議会

自治会長便利帳の発刊にあたって

このたび、「自治会長便利帳２０２４」を作成しましたので、送付いたします。

本冊子は、自治会の目的、役割、仕事の内容など、自治会活動を行っていく上での基本的な知識や、多くの自治会から市に寄せられた問い合わせ内容を集約しております。自治会に対する市の各種補助事業の内容や市から参加・協力を求められる事業など、私たちが自治会の運営を円滑に進めていく上で知っていただきたい事項を、自治会長や役員の皆様の視点にたって分かりやすく編集いたしました。

市川市自治会連合協議会は、安全で安心なまちづくりをはじめ、地域社会の発展に貢献するため、加入する自治（町）会相互の連絡協調と親睦を図り、共通の問題を研修・協議し、行政に協力していくことを目的に、このような刊行物の編集、発行をはじめ各種研修会の実施など様々な事業を行っております。

また、令和５年８月に市川市自治会連合協議会の公式ホームページをリニューアルしております。

この「自治会長便利帳」や、ホームページを自治会活動を行っていく上での手引書として、自治会長をはじめ、役員の皆様の円滑な事務引継ぎなどにご活用いただくことを願っております。

令和６年６月

市川市自治会連合協議会 会長 小林 俊之

市川市自治会連合協議会 公式ホームページ

<https://ichikawa-jichirenkyo.jimdofree.com/>



「自治会長便利帳2024」

主な変更点

項目	頁	該当箇所	変更内容
挨拶文		ページ最下部	市川市自治会連合協議会公式ホームページ案内を追加
2.困ったときのQ&A	P16	Q5「歩きたばこ禁止」「ポイ捨て禁止」「犬のふん放置禁止」のステッカーが欲しい場合は	総合市民相談課を配布場所から削除
3.自治会に対する市の委託・補助業務	P28	(6)コミュニティ活動支援補助金	②貸切バスを使用して実施するコミュニティ活動への補助金に関する記載を追加
	P29	(7)自治会に対する市有バス等の貸し出し	自治会に対する市有バス貸出事業についての記載を追加
	P30	(10)簡易型自動録音機の譲与	特殊詐欺の被害防止を目的とした簡易型自動録音機の譲与を行う事業の記載を追加
	P32	(13)市民活動災害保障保険（ふれあい保険）	自治振興課からNPO・市民活動支援課に事務移管
4.市から参加・協力を求められる事業	P38	(16)民生委員・児童委員の推薦 主任児童委員の推薦	児童福祉を専門に担当する「主任児童委員」の記載を追加
5.市庁舎案内（令和6年4月現在）	P40.41	組織再編、課名変更、配置変更などのあった部署名の前に※を記載	

— 目 次 —

1. 自治会の目的と役割、仕事等	1
2. 困ったときのQ & A	15
3. 自治会に対する市の委託・補助事業	25
(1) 広報業務等業務委託事務費	25
(2) 自治会等集会施設整備事業等補助金	25
(3) 掲示板設置等補助金	26
(4) 防犯灯設置費等補助金	26
(5) 自治会等提案地域活性化事業補助金	28
(6) 自治会コミュニティ活動支援補助金	28
(7) 自治会に対する市有バス等の貸し出し	29
(8) 自主防犯活動の支援	29
(9) 特殊詐欺対策電話機等購入費補助金	30
(10) 簡易型自動録音機の譲与	30
(11) 市川市街頭防犯カメラ設置費補助金	31
(12) 市川市自主防災組織資器材購入費等補助金	31
(13) 市民活動災害保障保険（ふれあい保険）	32
(14) 資源回収活動に対する奨励金	32
(15) 避難行動要支援者名簿登録制度	33
4. 市から参加・協力を求められる事業	35
5. 市庁舎案内	40
6. 市川市自治会等を応援する条例について	43
7. 索引	46
8. 自治会長便利帳連絡先一覧表	48

1. 自治会の目的と役割、仕事等

(1) 自治会の目的

自治会とは、一定の区域を単位として、その地域に住む住民同士が助け合い協力しあって、住みよい地域社会をつくっていかうと、その区域の世帯を主体に、事業者などが加わって自主的に組織された団体です。そして、この構成員が負担する会費によって自治会が運営され、いろいろな事業が行われています。

(2) 自治会の役割（性格）



自治会は、地域内で生じる生活上の諸問題や防犯灯などの身近な環境の整備・管理、あるいは、公園や区域内の清掃・美化、防災・防犯活動など、行政と協力して対応する公的分野と、盆踊りや運動会、敬老会、新年会など、地域の人々との交流、相互扶助、懇親行事などの私的な分野での活動が行われています。

(3) 自治会の仕事（活動）

【自治会の主な仕事】

親 睦 活 動	盆踊り、運動会、文化祭、餅つき大会など ※住民の交流を図るための行事で、地域住民がお互いに知り合うことで、日常生活を相互の協力によって豊かにしていこうというもの（交流のことが、不安・緊張・疎遠という悪循環をもたらす）
研 修 活 動	役員・会員を対象とした日帰りバス研修、各種研修会などの開催
防犯灯の維持管理	住民の夜間における通行の安全確保と犯罪防止を目的とした防犯灯の設置および維持・管理
環 境 美 化 運 動	まちの清掃、公園清掃、生活排水対策への取り組みなど
資源回収活動への取り組み	ごみの資源化・減量化を図るため、空きビン・空きカンなどを回収
防災活動（自主防災活動）	防火・防災訓練の実施、自主防災組織活動など
防 犯 活 動	夜間パトロールや防犯講習会の開催など
広 報 活 動	自治会報などの回覧・掲示 ※自治会活動の活性化を図るために、広報活動は非常に有効

行政への陳情・要望	地域の課題や問題について、市担当課などへの対応の依頼
扶 助 活 動	敬老祝、葬儀等の慶弔活動
社 会 福 祉 活 動	日本赤十字社活動資金、赤い羽根募金等の募金活動

【行政への協力】

- ・市との委託契約に基づき、市が行う広報資料や印刷物等の配布および回覧、掲示
- ・民生委員・児童委員、国勢調査員、選挙時における投票立会人など、各種行政協力員の推薦
- ・行政が主催する各種懇談会や諸問題に関する公聴会への参加
- ・市の公聴活動に対する協力（アンケート調査など）
- ・各種調査に対する協力（国勢調査など）

【市からの委託・補助等】

（２５～３３頁参照）

広報業務等業務委託事務費	市の印刷物等の回覧、配布を行うことに対する交付
自治会等集会施設整備事業等補助金	集会施設の新築・増改築、改修、借上、倉庫新築に対する補助
掲示板設置費等補助金	掲示板の設置、修繕費用を補助
防犯灯設置費等補助金	防犯灯の設置費や電灯料、維持・管理費を補助
自主防犯活動の支援	自主防犯活動団体に対し、防犯物品を譲与
特殊詐欺対策電話機等購入費補助金	対象者に対し電話機等の購入費を補助
市川市街頭防犯カメラ設置費補助金	街頭防犯カメラ設置費用を補助
市川市自主防災組織資器材購入費等補助金	自主防災組織に対して、防災資器材購入等の補助金交付
市民活動災害保障保険	市民団体の活動中に起きた事故に対して、市が保険料を負担している。ふれあい保険（市民活動災害保障保険）により保障
資源回収に対する奨励金	自治会などが行う空きビン、空きカン、新聞、雑誌、ダンボール、布類等の資源回収活動の登録団体に対する奨励金
避難行動要支援者名簿登録制度	災害時に支援を必要とする方の名簿登録制度

(4) 自治会と行政との関係

自治会は、その成立以来の歴史的経緯や、行政配布物等の事務処理を代行していることなどから、行政の末端組織・下請組織と見られている向きもあります。

行政は住民のためのものであり、行政と住民との相互信頼がなければ、地域の様々な問題の解決はありません。

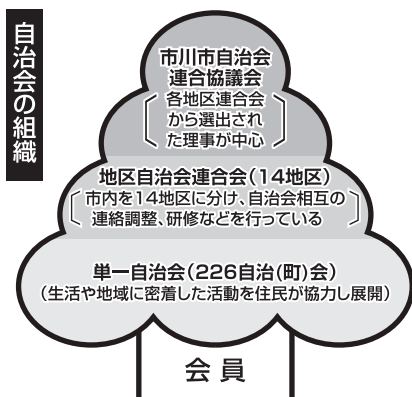
このようなことから、地域住民で構成される自治会と行政は、《お互いが自立した立場をとり、住民の生活向上と地域の発展など、よりよい地域環境をつくるために協力しあう》関係にあります。



(5) 市川市の自治会組織

市川市の自治会組織は、大きく分けて3つのグループで構成される一つのピラミッドと考えることができ、それぞれが役割に応じた活動をしています。

- ・ 単一自治会 …………… 市内全域で、226自治（町）会が、地域活動等を行っています。（令和6年4月1日現在）
- ・ 地区連合会 …………… 市内を14地区に分け、地区内の自治会の上部組織として、自治会相互の連絡調整、研修等を行っています。
- ・ 市川市自治会連合協議会
…………… 各地区自治会連合会から選出された理事が中心となって、最上部組織として各地区自治会連合会および単一自治会相互の連絡調整、研修等を行っています。



【部会制度について】

市川市自治会連合協議会では、活動の自主性と活性化を図るため、部会制度を実施しています。

総務企画部	会の円滑な運営を推進するため、会則・組織の見直しや事業計画、予算編成等を担当
事業推進部	事業計画に基づいて、各種研修会や講習会、講演会の開催等を担当
広報宣伝部	連協広報の編集・発行のほか、自治会加入啓発物の作成等を担当
安心まちづくり部	各地区自治会連合会や単一自治会が実施する防災訓練等に消防局と協力して指導・援助を行うなど、生活安全対策に関する事項を担当
協働促進部	自治会未加入者対策や、市と協働して行う活動の推進、自治会相互の親睦交流のためのサークル活動の推進に関する事項を担当

（６）自治会加入の促進

高度経済成長期からバブルを経て現在に至る社会情勢の変化は、「家」を単位とした地域的つながりから「個人」を単位としたつながりへと市民意識を大きく変化させました。また、人口の急増と生活圏の拡大、物質的な豊かさによって、地域の連帯感や人間関係が希薄になり、自治会の活動に無関心な世帯が増えたことは否めません。

しかし、近年の余暇の増加とその活用、高齢社会に伴う地域福祉の増進要請、また東日本大震災での自治会の果たした役割などから、自治会が見直され、必要性は確実に増大しています。今後は、さらに自治会活動を活性化させ、誰にとっても身近で魅力あるものにしていくことが、加入促進の「カギ」となるのではないのでしょうか。

自治会活動を地域にアピールする上では、回覧板や掲示板といった従来の手法はもちろんです。ホームページ等の新しい媒体を用いることも大きな効果につながると考えられます。

「この町に住んでいて良かった！」
とを感じるような、人と地域をつなげる
祭りやイベントを自治会のホームページに
掲載して、地域にお住まいの方やこれから
住まわれる方にお知らせすることで、
自治会活動がより身近に感じられ、
大きく広がっていくのではないのでしょうか。



CIRCULAR 回覧板

NEIGHBORS

地域の輪・あなたの力・みんなの力

安心・安全なまちづくり
防犯灯の設置管理・防犯パトロールの実施

SECURITY LIGHTING / 防犯灯
第〇号
自治(町)会

CHANCE CHANCE!
ご近所とつながる
チャンス!

NEIGHBORHOOD WATCH!
みまもり

入ると安心!
そして楽しい!

自治会 市川市

I LIKE JICHIKAI! 自治会

自治会に入ろう!
Let's join a JICHIKAI!

いろいろなイベントを実施!

自治会へ加入希望の方は、
お住まいの地域の自治会に
ご連絡ください!

地域防災訓練

COMMUNITY CLEANUP
地域清掃活動

社会福祉活動

夏祭り・秋祭り

地域交流を図るお祭り
SEASONAL EVENTS!

掲示版
空き巣注意
NOTICE
花火大会

もっと詳しい内容は
市公式webサイトへ
加入方法や活動内容を紹介しています!

市川市 自治会 検索

※ 活動内容・状況は自治会ごとに異なります。

市川市 地域振興課 / 市川市自治会連合協議会 ☎ 047-334-1111 (代)
Division of Community Affairs, City of Ichikawa / Federation of Ichikawa City Residents' Associations

行徳支所 総務課 ☎ 047-359-1111 (代)
Division of General Affairs, Gyotoku Branch Office

掲示版への掲示を希望される場合は自治振興課へお問い合わせください。
(※今年度中にリニューアルする予定です。)

自治会

豆 知 識

—— 地縁団体と行政の関わり ——

明治21年、地方自治法の前身にあたる「市制町村制」が制定されたときに、自治会・町内会が行政の補助機関として位置づけられました。これが公式文書に現われた最初の例です。

このように当初の地縁団体は、行政の下請け的な性格のものとしてとらえられ、時代が下った昭和15年には、部落会・町内会等の整備にかかる内務省訓令によって法令

上、正式に認知されると、国家総動員体制、大政翼賛体制に組み込まれ、国防への参加を強要（防空訓練、国債購入、貴金属の供出等）する国家政策に国民を巻き込む末端組織として重要な役割を担うこととなりました。

ところが、敗戦により立場が一転し、軍国主義の排除、民主化を進める占領軍から警察国家的な国民動員組織とみなされ、昭和22年のポツダム政令により、組織の解散、そして後継組織設立の禁止を強制されてしまいます。

しかし、日々の生活を維持し、身の安全を守るためには、身近な人々の相互協力が不可欠であったこと、また食糧の配給などの施策を進めるためには、行政としても住民の協力を求めざるを得なかった等、住民組織の果たす役割に対するニーズは根強く、厳しい罰則のついた政令にもかかわらず、解散後3カ月以内に8割近くが名目のみを変えて再建され、政令が効力を失った昭和27年には、ほとんど全ての地域に自治会・町内会が存在していたことが知られています。

このように困難な時代にも支持された住民組織は、時代がどのように変わっても、日本の地域社会においては、他の組織によって代替することのできない重要な役割を担っていくと思います。



※地縁団体 ——自治会・町内会といった名称が一般的だが、このような団体の呼び名は様々であり、統一して呼ぶ場合には「地縁団体」あるいは「地縁による団体」という使い方をしている。

（８）開かれた自治会運営

より良い自治会運営を行うためには、その運営をオープンにすることが大切です。例えば、活動内容や会費の使い道は明らかにする必要があります。予算・決算書の例を９・１０ページに掲載しましたので参考にしてください。

なお、会計は他の役員を兼ねず専念した方が、いらぬ誤解を招かなくて済むのではないのでしょうか。

（９）会員名簿（個人情報）の取扱いについて

平成29年5月30日に個人情報保護法が改正され施行されました。これまでと違い、自治会も個人情報保護法に基づいて会員名簿等の個人情報（※1）の取扱いをすることが求められます。不正提供や、盗用した場合は罰則を科せられることとされています。法改正に伴い、以下の点を特にご注意いただき、会員に周知をお願いします。

- ① 新たに個人情報を取得するときは、個人情報の利用目的・利用内容を加入申込書等実際に個人情報を記入いただく用紙に明記するなど、相手に伝えてください。

また、伝えた利用目的外で利用する場合は再度同意（※2）を得る必要があります。

なお、管理・運用方法についてあらかじめルールを定めておくことが望ましいです。

（記入例）会議の招集連絡や会員相互の連絡、会費の徴収等会の運営のために利用するほか、災害時に利用するため名簿を作成し、会員全員に配布する。

- ② 個人情報を管理する際、紙は鍵のかかる場所に保管し、パソコンの場合はウイルス対策をしてパスワードを設定するなど情報漏洩防止を徹底してください。

- ③ 会員に個人情報を配布する際は、取扱いの注意事項を記載してください。

（記入例）この名簿は適切に管理し、会員相互の連絡、自治会活動、災害時の活動以外には使用しないでください。

- ④ 個人情報を本人以外の第三者に提供するとき、また、第三者から個人情報を受領するときは、予め本人から同意を得たうえで、いつ同意を得たか、誰に（誰から）、どのような理由で提供（受領）するか、記録して最低3年間保存してください。

なお、会員名簿に利用目的や提供する相手が予め記載されている場合は、名簿そのものが上記の記録の役割を果たすため、会員名簿を最低3年間保存してください。

また、利用する必要がなくなった時は遅滞なく適切に破棄するようにしてください。

（※1）個人情報とは

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別しうるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、自治会における役職等も、氏名と紐づけて管理している場合には個人情報になります。

また、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴、犯罪被害事実、その他差別・偏見が生じないよう特に配慮を要する情報を取得する際も必ず本人の同意が必要です。

（※2）同意について

警察からの照会、災害発生時の安否確認、名簿の印刷のために印刷業者に提供する場合等は同意不要です。

個人情報の取扱いで疑問が生じた場合は

【個人情報保護法相談ダイヤル（国）03-6457-9849】にお問い合わせください。

※土日祝日及び年末年始を除く 9：30～17：30

(10) 自治会の政治活動について

自治会は、思想信条を異にする人々で構成されているので、特定政党からの独立・自由を確保しなければなりません。

これは、政党との関係を完全に切り離す、ということではなく、政治的な関心を高めていくために、例えば選挙の際に立候補している全候補者の政策を聞くといった、住民の判断の機会をつくるような活動は、有効な自治会活動として評価されるのではないのでしょうか。

《留意事項—例えば選挙にあたって》

特定の候補者への投票依頼事項等に、自治会という組織を恣意的に利用することは、厳に慎まなければなりません。

- ・ 自治会役員の肩書きを利用した選挙運動
- ・ 出陣式、励ます会、選挙事務所への動員要請
- ・ 特定候補者の推薦
- ・ 自治会集会施設を選挙事務所や後援会事務所として貸出等

《参考》 **議員等の寄附行為の禁止について**

公職選挙法で、議員は「選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない」、また、何人も「議員等に対し、寄附を勧誘又は求めてはならない」としています。

そこで、自治会のお祭り等の行事で、寄附行為が行われないう、十分な配慮が求められますので、自治会内で周知徹底を図りましょう。

自治会費 神社費を含めた徴収は違憲！（平成14年4月 佐賀地裁 判決）

佐賀県鳥栖市で、仏教の信者である夫婦が、自治会費に神社関係費が含まれていることに対し、「特定の宗教に協力させられるのはおかしい」と、自治会費の納入を拒んだところ、自治会から除名になりました。

夫婦は、自治会員としての地位の確認を求め提訴し、結果、一審の佐賀地裁は、自治会の運営について「構成員が様々な信仰をもつことを前提にしなければならない」としたうえで、「宗教行為へ参加を事実上強制することは憲法で保障する信教の自由を侵害する」と、原告の自治会員としての地位を認める判決を下しております。

このような「自治会と信教の自由」をめぐる判決例が明示されましたので、今後、**神社関連行事については、今回の事例を参考に自治会の運営や行事とは一線を画していくことが重要です。**

(11) 自治会収支決算書の作成例

令和〇〇年度〇〇〇自治（町）会収支決算書

(単位：円)

自令和〇〇年〇〇月〇〇日

至令和〇〇年〇〇月〇〇日

収 入 の 部				
科 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
1. 会 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	会員〇〇名（世帯）月割含む
2. 補 助 金	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	防犯灯、掲示板等
3. 事 務 委 託 料	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	市役所事務委託金
4. 雑 収 入	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	社協交付金、公園清掃料、寄附金、預金利子他
5. 繰 越 金	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	前年度からの繰越金
収 入 合 計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
支 出 の 部				
科 目	本年度予算額	決算額	比較増減	備 考
1. 会 議 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	理事会、総会等
2. 防 犯 灯 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	電灯（防犯）料、防犯灯設置費、修理・維持管理費
3. 文 化 事 業 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	盆踊り、運動会、日帰り旅行費
4. 各種団体助成金	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	子ども会、婦人会、老人会 他
5. 慶 弔 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	敬老祝い金、香典、見舞金等
6. 交 際 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	各種団体の祝い金
7. 備 品 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	自治会管理備品
8. 広 報 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	自治会報、用紙代、印刷代等、リース料
9. 事 務 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	事務用品コピー代他
10. 雑 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	雑払い
11. 予 備 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
12. 繰 越 金	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	翌年度（令和〇〇年度）へ
支 出 合 計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

繰越金の内訳 現金 〇〇〇円
普通預金 〇〇〇円

上記のとおり報告いたします

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇自治（町）会

会長 〇〇 〇〇 ㊟

会計 〇〇 〇〇 ㊟

監査の結果、適正に処理されているものと認めます

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会計監査 〇〇 〇〇 ㊟

(12) 収支予算書の作成例

令和〇〇年度〇〇〇自治（町）会収支予算書

(単位：円)

自令和〇〇年〇〇月〇〇日

至令和〇〇年〇〇月〇〇日

収 入 の 部				
科 目	本年度予算額	決算額	比較増減	備 考
1. 会 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	会員〇〇名（世帯）月割含む
2. 補 助 金	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	防犯灯、掲示板等
3. 事 務 委 託 料	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	市役所事務委託金
4. 雑 収 入	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	社協交付金、公園清掃料、寄附金、預金利子他
5. 繰 越 金	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	前年度からの繰越金
収 入 合 計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
支 出 の 部				
科 目	本年度予算額	決算額	比較増減	備 考
1. 会 議 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	理事会、総会等
2. 防 犯 灯 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	電灯（防犯）料、防犯灯設置費、修理・維持管理費
3. 文 化 事 業 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	盆踊り、運動会、日帰り旅行費
4. 各種団体助成金	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	子ども会、婦人会、老人会 他
5. 慶 弔 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	敬老祝い金、香典、見舞金等
6. 交 際 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	各種団体の祝い金
7. 備 品 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	自治会管理備品
8. 広 報 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	自治会報、用紙代、印刷代等、リース料
9. 事 務 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	事務用品コピー代他
10. 雑 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	雑払い
11. 予 備 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
支 出 合 計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

(13) 自治会規約（会則）の作成例

〇〇〇自治（町）会規約（会則）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、〇〇〇自治（町）会と称し、事務所は〇〇〇に置く。

（目 的）

第2条 本会は、会員相互および会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の親睦と福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災などに努め、また、行政との協議・協力をすすめつつ住民のための地域的な共同活動を行うことを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、主に次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること
- (2) 居住者の福利増進に関すること
- (3) 生活文化の向上、生活環境の改善に関すること
- (4) 防犯、防災に関すること
- (5) 内外の各種団体との連絡協調に関すること
- (6) 行政情報の活用および行政との連絡協議に関すること
- (7) その他本会の目的達成に必要なこと

第2章 会 員

（会 員）

第4条 本会の会員は、〇〇〇自治（町）会の地区内に居住する世帯および事業所を有する者で、第12条に規定する会費を納入した者とする。ただし、会員に特別な事情がある場合は、会費を減免することができる。

（資 格）

第5条 本会への加入・脱退は自由であり、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

2 会員は資格を取得、または喪失したときは直ちに本会に届けなければならない。

第3章 役員および機関

（役 員）

第6条 本会には、次の役員を置く。

会長1名、副会長〇名、理事〇名、会計〇名、会計監査〇名、班長若干名

（役員の選出）

第7条 本会の役員は、次の方法で選出する。

- (1) 会長は理事会において理事の互選により選出し、総会の承認を受ける
- (2) 副会長は理事の中から会長が指名し、理事会の議を経て総会の承認を受ける
- (3) 理事は班長会において班長の互選により選出する
- (4) 会計は理事会において理事の中から選任し、総会の承認を受ける
- (5) 会計監査は会員の中から総会において選任する
- (6) 班長は、会員の中から選出する。班長は原則として輪番制をとる。ただし、高齢および心身障害者等で、業務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる

(役員の仕事)

第8条 役員は、総会の決議を遵守し、会のために誠意を持って仕事を遂行しなければならない。

- 2 会長は、本会を代表し会務を統括統理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿および書類を管理する。
- 5 会計監査は、会の財産および会計業務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- 6 班長は、班をまとめ、代表して、会務に協力する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き〇年を超えることはできない。

第4章 会 議

(会議の種類)

第10条 本会の会議は、総会、役員会、理事会、班長会とする。

- 2 総会は、本会の最高議決機関であって、本会に加入している会員をもって構成する。
定期総会は毎年度当初に、臨時総会は役員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上から請求があったときに開催するものとする。

次の事項は、定期総会に付議しその承認または議決を得なければならない。

- (1) 前年度事業報告および決算
 - (2) 決算監査報告
 - (3) 当該年度事業計画および予算
 - (4) 役員の選任および解任
 - (5) 会則等の改廃
 - (6) 役員会が総会に付議すると認めた事項
- 3 役員会は全役員で構成し、会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の請求があったときに開催するものとする。
 - 4 理事会は、会長、副会長、理事、会計で構成し、会長が必要と認めたとき、または構成

員の3分の1以上の請求があったときに開催するものとする。

5 班長会は各班長で構成し、班長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の請求があったときに開催するものとする。

6 すべての会議は、構成員の3分の2以上の出席を持って成立する。なお、委任状をもって出席とみなすことができる。

7 すべての会議の議決・承認は、出席者の過半数の賛成により採択する。

8 総会・班長会を除く会議の議長は会長が務める。

(専門部会)

第11条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に関し、必要な事項は会長が別に定める。

第5章 会 計

(収 入)

第12条 本会の経費は、次にあげるものとする。

(1) 会費 1世帯当月額 ○○○円

(2) 負担金および補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(用 途)

第13条 前条の収入は、本会の一般活動および第3条の事業を行うための費用に充てる。

(徴 収)

第14条 本会の会費の徴収は、班組織ごとに班長が徴収し会計に納入する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決 算)

第16条 本会の決算の会計は、年度ごとに会計監査を経て、総会の承認を必要とする。

2 決算報告書には、監査終了の証明書を添付しなければならない。

第6章 雑 則

(補 則)

第17条 本会則の施行に伴う必要な諸細則は、別に定める。

附 則

本会則は、令和○○年○○月○○日から施行する。

2. 困ったときのQ & A

Q 1	道路が破損しているときは	1 5
Q 2	道路の清掃は	1 5
Q 3	道路に設置されている照明灯（防犯灯・道路照明灯・商店街灯） や公園内の電灯の球切れを見つけたときは	1 5
Q 4	カーブミラーの破損を見つけたときは	1 6
Q 5	「歩きたばこ禁止」「ポイ捨て禁止」「犬のふん放置禁止」 のステッカーが欲しい場合は	1 6
Q 6	ごみの不法投棄を見かけたら	1 6
Q 7	カラスがごみ置場を荒らして困っている場合は	1 6
Q 8	犬や猫が死んだときは	1 7
Q 9	ふとんなど、ごみを自分で捨てに行くには	1 7
Q 10	樹木が伸びて防犯灯の明かりを遮っている場合は	1 7
Q 11	自治会活動中に事故があったら	1 8
Q 12	国や県など市以外の団体からの助成制度について	1 9
Q 13	募金の依頼があったら	1 9
Q 14	地震で負傷した時には	2 0
Q 15	災害時の市境を越える避難場所について	2 3
Q 16	自主防災組織の役割について	2 4
Q 17	災害が発生した場合の備蓄物資は	2 4

Q 1 道路が破損しているときは …………… (担当：道路安全課)

A 道路に穴があいていたり、側溝の破損などで通行に支障があるときには、

- ・ 市道については担当課へ
- ・ 国道、県道については葛南土木事務所（電話:047-433-2426）までご連絡下さい（国道298号・357号は除く）。

※国道298号線に関することは、国土交通省首都国道事務所（電話:047-362-4111代表）
国道357号線に関することは、国土交通省千葉国道事務所（電話:043-287-0311代表）

Q 2 道路の清掃は …………… (担当：道路安全課)

A 市内の幹線道路につきましては、定期的に路面清掃等を実施しております。

また、道路や周辺環境を美しく保つため、自主清掃等ご協力をお願いします。

Q 3 道路に設置されている照明灯（防犯灯・道路照明灯・商店街灯）や公園内の電灯の球切れを見つけたときは ……

A 照明灯の球切れについては、まず電柱に貼り付けてあります管理プレートをご確認の上、下記にご連絡ください。

- ・「自治会名」の記載があるもの・・・各自治会

（生活道路を安全で安心して通行できるよう自治会が設置したものです）

- ・緑色のプレートで、「市川市道路照明灯」もしくは「市川市街路灯」の記載があり、HまたはNではじまる番号の刻印があるもの・・・道路安全課

（車両交通の円滑化と交通の危険を防止する必要のある道路に市が設置したものです）

- ・「商店会名」のプレートが付いているもの・・・商工業振興課

（商店街一帯を明るく照らし、賑わいが出るよう商店会が設置したものです）

- ・公園内・・・公園緑地課

Q4 カーブミラーの破損を見つけたときは …………… (担当: 道路安全課)

A 設置場所の住所と、カーブミラーに貼り付けてあります青色の管理プレートの番号を確認の上、担当課までご連絡ください。

Q5 「歩きたばこ禁止」「ポイ捨て禁止」「犬のふん放置禁止」のステッカーが欲しい場合は …………… (担当: 市民安全課)

A ご希望の場合は、ステッカー（縦24cm×横12cm）を差し上げています。

市民安全課、行徳支所総務課、南行徳市民センター、大柏出張所、中山・国分・信篤各窓口連絡所、市川駅行政サービスセンターにお申し出ください。

また、路面シートをご希望の場合は、職員が貼りに伺いますので、市民安全課までご連絡ください。

Q6 ごみの不法投棄を見かけたら …………… (担当: 清掃事業課)

A すぐに警察に通報するか担当課へご連絡ください。自動車のナンバーなどがわかれば、重要な摘発資料になります。まちを美しく保つために、市では定期的にパトロールを実施しています。

Q7 カラスがごみ置場を荒らして困っている場合は …………… (担当: 清掃事業課)

A 路上に設置してあるごみ置場で、戸建の5世帯以上が使用している場合「カラスネット」を貸出ししています。

申請方法など、詳しくは担当課へお尋ねください。

なお、貸出しは、行徳支所総務課でも行っています。

Q8 犬や猫が死んだときは …………… (担当：清掃事業課)

A 清掃事業課(ペット担当)へご連絡ください。ご自宅へのお引取りの場合、手数料は一体につき4,400円、直接クリーンセンターへお持ち込みの場合は2,200円です(ともに消費税込み)。なお、野良犬や野良猫等の死骸の収集は無料です。

Q9 ふとんなど、ごみを自分で捨てに行くには …… (担当：クリーンセンター)

A 大型ごみ等のクリーンセンターへの持ち込みは、月曜日から土曜日までの午後1時～4時となっています(祝日、年末年始を除く)。

ごみ集積所に出せるごみについては、できるだけごみ集積所をご利用ください。

Q10 樹木が伸びて防犯灯の明かりを遮っている場合は ……

A 樹木の剪定は敷地の管理者の責任で行うのが原則です。

- ・歩道に植栽された街路樹や、公園緑地内の樹木が原因の場合は公園緑地課へ

- ・市有地の樹木が原因の場合は、敷地の管理者へ

※電線に樹木の枝がかかり、断線の危険のある場合は東京電力へ

(東京電力パワーグリッド カスタマーセンター 0120-995-007)

Q11 自治会活動中に事故があったら …… (担当: NPO・市民活動支援課)

A 市では、市民団体の活動中に起きた事故に対して補償する「ふれあい保険 (市民活動災害保障保険)」に加入しています。保険料は市で負担しております。

この保険は、①行事主催者に賠償責任が問われた場合の補償と②行事主催者と参加者の傷害に対する補償の二本立てとなっています。

万が一、自治会活動中に事故があった場合には、自治振興課へご連絡ください。また、制度の詳細については、NPO・市民活動支援課へお尋ねください。

◎補償の内容

1. 賠償責任保険

○身体賠償 ……	限度額	1 名	6,000 万円
		1 事故	2 億円
○財物賠償 ……	限度額	1 事故	100 万円

※ 免責 1 万円

2. 傷害保険

○死 亡 ……		200 万円
○後遺障害 ……		8 万～200 万円
○入 院 ……	1 日	3,000 円
○通 院 ……	1 日	2,000 円

※ 事故の日から 7 日経過後も入院・通院を要した場合に適用

Q12 国や県など市以外の団体からの助成制度について……（担当：自治振興課）

A 自治会等の地域団体に対する助成制度は、市以外にも国や県、財団法人など様々なものがありますが、助成をうける場合に市を仲介して申請するものもあります。ご相談がある場合は担当課へご連絡ください。

（例）事業名 コミュニティ助成事業（一般財団法人 自治総合センター）

内 容 コミュニティ活動備品の整備など（例）やぐら・神輿・音響設備など

募集期間 8月末～9月上旬

※年度により、助成内容が変わる場合がございます。

助成を検討している自治会は、お早めに自治振興課にご連絡ください。

Q13 募金の依頼があったら ……………（担当：生活支援課・社会福祉協議会）

A 募金には、「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい募金」のほか、日本赤十字社及び社会福祉協議会からの「会費募集」があります。それぞれ自治会に協力の依頼がされますが、強制ではありません。各募金等の趣旨をご理解いただき、あくまでも善意による協力をお願いいたします。

募金名	募集期間	趣旨	担当
日本赤十字社 活動資金募集	5/1～6/30	事業（国内の災害救護医療、献血事業、国際的な各種救援活動等）の援助協力	生活支援課
社会福祉協議会 会員募集	6月～（通年）	地域ぐるみ福祉のまちづくりを推進するための支援と協力	社会福祉協議会
赤い羽根共同募金	10/1～12/31	地域福祉推進のため、民間福祉施設・本市社会福祉協議会に配分	生活支援課
歳末たすけあい 募金	12/1～12/31	市内で、援助を必要とする人及び市内社会福祉施設に配分	生活支援課

※場合によって時期を変更することがあります。

防災関連

Q14 地震で負傷した時には……………（担当：危機管理課）

A まずは医療救護所へ！

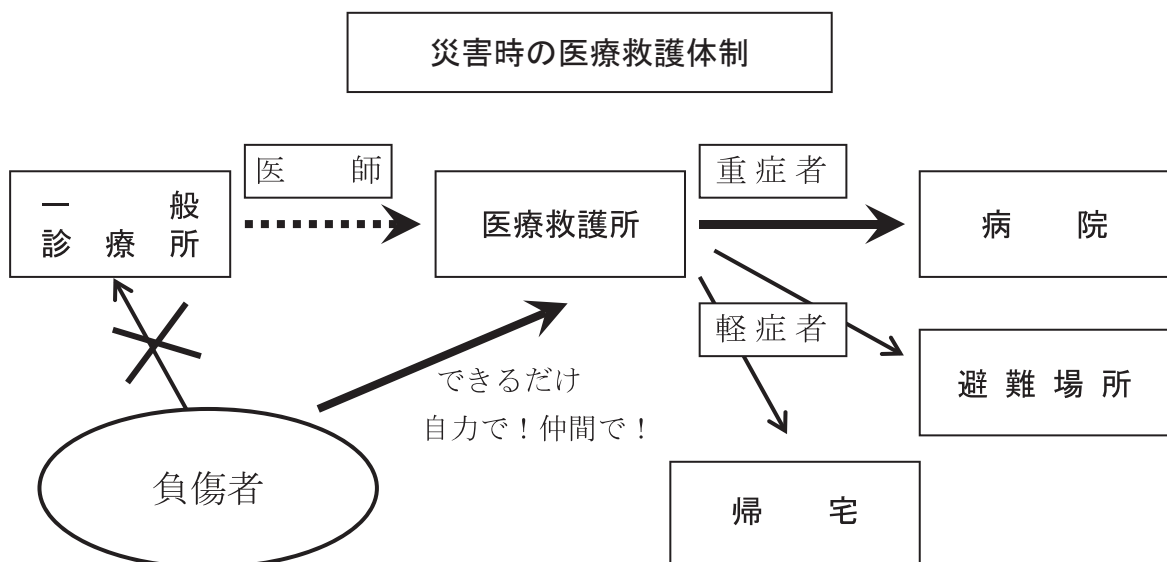
震度6弱の地震が発生した場合は必要に応じて、市内6箇所に医療救護所を開設します。また、震度6強以上の地震が発生した場合には、自動開設されます。

開設され次第、防災行政無線等で皆さんにお知らせします。

大規模災害時は、市内の大病院は、主に重症者の治療に専念する必要があるため、一般診療所の医師が、医療救護所に参集して医療活動を行います。

大病院での治療が必要であるか否かは、原則として医療救護所の医師が判断します。

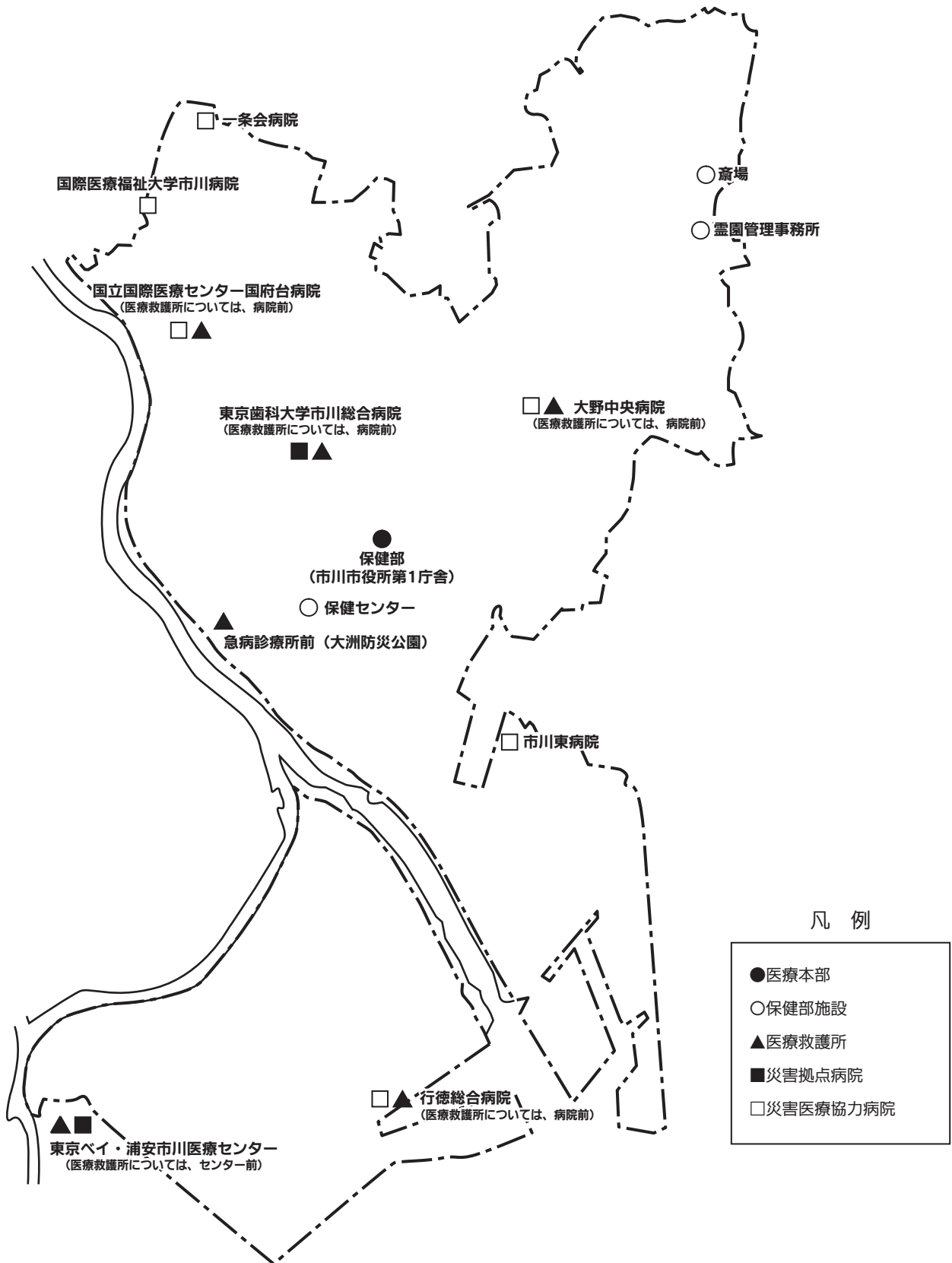
負傷者は、まず医療救護所に向かってください。



※余震の状況等により
必要に応じて避難場所へ
避難します。

令和6年4月1日 現在

応急医療活動拠点配置図



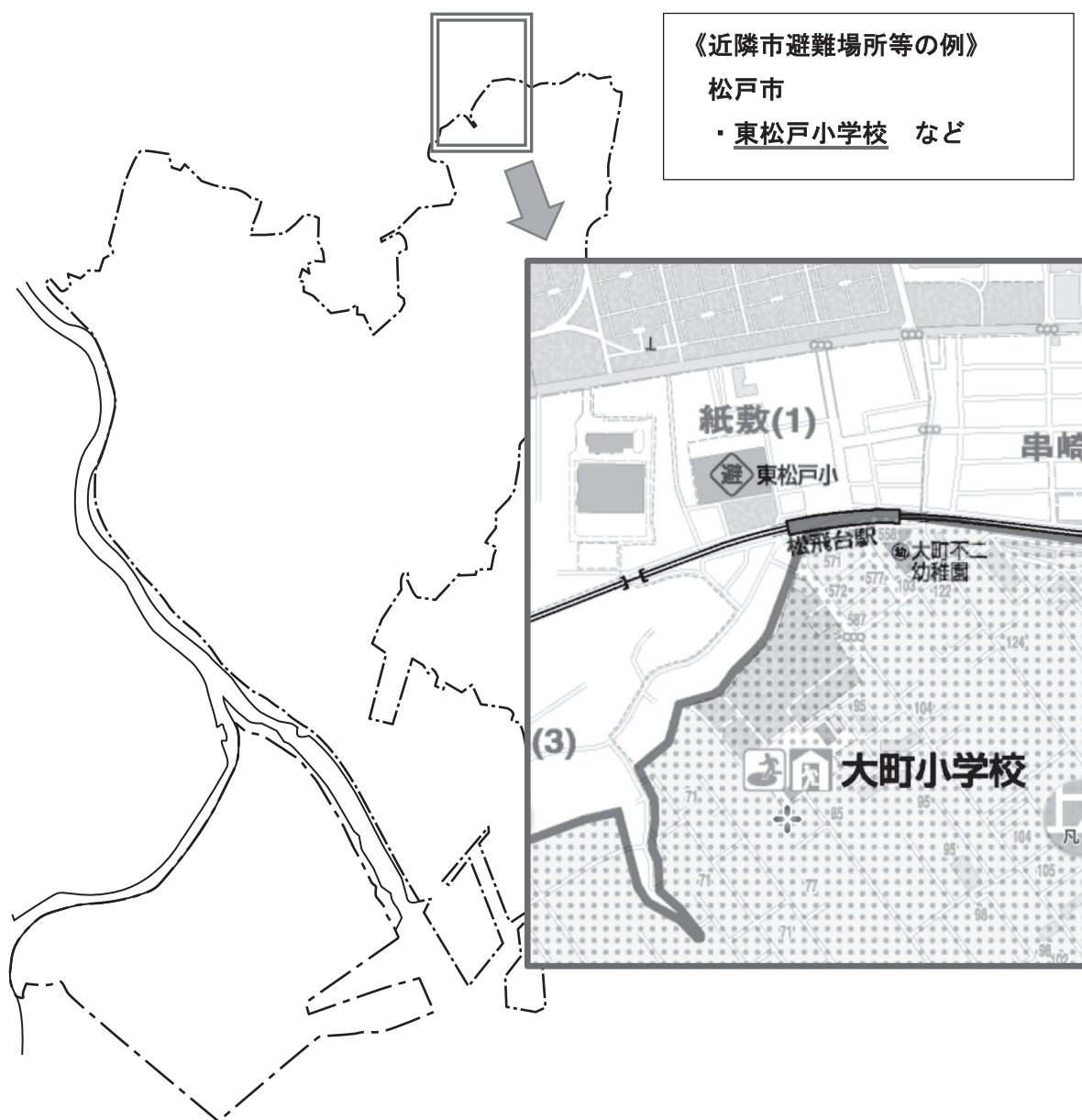
医療救護所の配置

◎医療救護所 6箇所

No.	名称	所在地	電話番号
1	国立国際医療研究センター国府台病院前	国府台 1-7-1	372-3501
2	東京歯科大学市川総合病院前	菅野 5-11-13	322-0151
3	大野中央病院前	下貝塚 3-20-3	374-0011
4	急病診療所前（大洲防災公園）	大洲 1-18	—
5	行徳総合病院前	本行徳 5525-2	395-1151
6	東京ベイ・浦安市川医療センター前	浦安市当代島 3-4-32	351-3101

Q15 災害時の市境を越える避難場所について …………… (担当：危機管理課)

A 大規模災害時の避難場所や避難所は、市内の施設を指定していますが、市境にお住まいの方など、近隣市の避難場所や避難所の方が近い場合には、自治体間の相互応援協定に基づき市外の避難場所等に避難することができます。



Q16 自主防災組織の役割について (担当：地域防災課)

A 大地震のような大規模災害の場合、電話の不通・断水・停電・道路の寸断・建物の倒壊・火災の同時発生などにより、市や消防関係機関だけの活動では十分に対応できないことも考えられます。

過去の大震災においても、住民同士の助け合いの必要性や自治会組織の重要性が再認識されました。

市内でも「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えを基本に、200の自治（町）会で「自主防災組織」が結成されており、“もしも”に備えています。

市では、防災・減災対策の強化・充実に図るとともに、地域に密着した自主防災組織の活動を支援するため、平成26年4月から自主防災組織資器材の購入や修繕に対して補助金を交付しています。自主防災組織の新規結成等の詳細については、担当にお尋ねください。

Q17 災害が発生した場合の備蓄物資は (担当：地域防災課)

A 市では、災害に備えて市内の小中学校及び防災倉庫等に災害時の非常用食糧、生活必需品、初期活動用の資器材等を備蓄しているほか、非常用飲料水の確保に努めています。

これらの備蓄物資、飲料水等は、避難所が開設された場合において各避難所へ配布することになっています。

しかし、備蓄品にも数量に限りがあります。各家庭で災害に備えて、最低3日分できれば1週間分の食糧、飲料水、簡易トイレ等の備蓄を進めてください。

また、常備薬やマスク等衛生用品をはじめ、災害時でも必要となるものの備蓄も併せて進めてください。日頃から備えることで、災害を減らす「減災」へとつながります。

3. 自治会に対する市の委託・補助事業

(1)	広報業務等業務委託事務費（自治会等委託事務費）	…	2 5
(2)	自治会等集会施設整備事業等補助金		2 5
(3)	掲示板設置等補助金		2 6
(4)	防犯灯設置費等補助金		2 6
(5)	自治会等提案地域活性化事業補助金		2 8
(6)	自治会コミュニティ活動支援補助金		2 8
(7)	自治会に対する市有バス等の貸し出し		2 9
(8)	自主防犯活動の支援		2 9
(9)	特殊詐欺対策電話機等購入費補助金		3 0
(10)	簡易型自動録音機の譲与		3 0
(11)	市川市街頭防犯カメラ設置費補助金		3 1
(12)	市川市自主防災組織資器材購入費等補助金		3 1
(13)	市民活動災害保障保険（ふれあい保険）		3 2
(14)	資源回収活動に対する奨励金		3 2
(15)	避難行動要支援者名簿登録制度		3 3

自治会に対する市の委託・補助事業のスケジュール（自治振興課）

前年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
広報業務等委託事務費	総会を実施し、4月1日の加入世帯数を自治振興課へ提出			1回目の支払い			2回目の支払い			3回目の支払い		4回目の支払い	各振込は月末頃です。
自治会等集会所施設整備事業等補助金（新築）	補助金の交付申請			事業（建設工事）の実施						実績報告 補助金交付			交付申請後に概算払いが可能です。
揭示板設置費等補助金	※2			随時、設置工事を実施の上、補助金交付申請を受付、内容審査後、補助金交付									年度内に振込希望の場合は2月中旬までに申請が必要です。割当額を超える補助金の交付はできません。
防犯灯設置費等補助金（設置）	※2			随時、設置工事を実施の上、補助金交付申請を受付、内容審査後、補助金交付									年度内に振込希望の場合は2月中旬までに申請が必要です。振込まで申請から1ヶ月から2ヶ月程度かかります。
防犯灯設置費等補助金（維持）		東京電力より4月1日の電気料金集約分内訳表を取得し、自治振興課へ提出					補助金交付						自治会からの提出状況に応じて、交付する時期は前後します。
防犯灯設置費等補助金（電気料金）				随時、電気料金支払い後、補助金交付申請を受付									振込まで申請から1ヶ月から2ヶ月程度かかります。（年度当初は、口座変更手続きのため3ヶ月程度かかります）
自治会等提案地域活性化事業補助金	※3	6月15日までに補助金の交付申請		審査会の実施 補助金交付決定				事業（活性化事業）の実施					審査会で補助金対象の事業となるかを判断します。
自治会コミュニケーション活動支援補助金	※2	事業実施の7日前までに補助金の交付申請		補助金交付決定				事業（コミュニティ活動）の実施					
				事業の実施後、30日以内に実績報告、補助金交付									

※1 実施の2年度以上前から調整が必要になります。補助金の活用は事前には自治振興課へご相談ください。

※2 前年度の8月から9月頃に次年度の希望のアンケートを実施し、その回答をもとに補助金を割り当てます。

※3 前年度の9月までに事業の具体的な内容や概算などの計画を立て、ご要望ください。

(1)広報業務等業務委託事務費(自治会等委託事務費) (担当：自治振興課)

目的	市民への広報活動の充実を図るために行うポスターの掲示、回覧文書等の配布に協力するとともに、市民の意向を市政に反映させるために行う各種調査に協力することを目的とする。
業務内容	市川市の広報行政などに協力するため、次の業務を行う。 (1) 市が行う広報資料および印刷物等の配布・回覧・掲示 (2) 市が必要と認める官公署や各種団体の広報資料、印刷物等の配布・回覧・掲示 (3) 市の公聴活動への協力 (4) 各種調査への協力 (5) 市政への理解徹底と住民意識の把握と反映 (6) その他市行政への協力および各種行事等への参加 ※ 各自治(町)会への配布物は、毎月第3水・木・金曜日の3日間で指定先に届ける (3月のみ第1水・木・金曜日の3日間)
委託金額	3ヶ月ごとに支払い ・世帯割額 _____ 自治会加入世帯数 × 50円(月額) ・基本割額 _____ 加入世帯数に応じ 4,800円～13,000円(月額) 世帯数については総会でご報告をいただいた世帯数とします。

(2)自治会等集会施設整備事業等補助金 (担当：自治振興課)

目的	自治会等が管理する集会施設として、建物を新築、購入、増築、改築、改修及び、施設用地の購入、建物又は、施設用地の借上、並びに自治会等で使用する倉庫を新築等した場合、その費用の一部を補助する(原則として、実施の前年度以前に相談があり、前年度に予算要求をし、交付対象と認められたものに限る)。			
補助内容	補助金の種類	事業内容	補助率	補助限度額
	集会施設整備事業	新築	3/4	1,500万円
		建物購入		
		増築・改築・耐震補強	1/2	500万円
		改修		100万円
	集会施設用地購入事業	用地購入	3/4	1,000万円
	集会施設借上事業	建物借上	1/2	単一自治会 月2万円 複数自治会 月3万円
	集会施設用地借上事業 ※申請から10年間限定	用地借上	1/2	単一自治会 月2万円 複数自治会 月3万円
	倉庫整備事業	新築・購入	1/2	100万円

(詳細は自治振興課へお問い合わせ下さい。)

(3) 掲示板設置等補助金

(担当：自治振興課)

目的	自治会等が設置した掲示板の施工・修繕経費の一部を補助し、地域住民の広報活動に寄与することを目的とする。		
補助内容	種 別	補 助 限 度 額	補 助 率
	設 置 費	60,000円	3/5
	修 繕 費	10,000円	1/2
	申請の際は、①見積書 ②請求書 ③領収書（①～③のうちいずれか1つ以上原本）④位置図 ⑤工事前・工事後の写真（※）を添付 ※写真は現像写真ではなく、紙（コピー）でご提出ください。		

(4) 防犯灯設置費等補助金

(担当：自治振興課)

目的	防犯灯を設置し、または維持管理する自治会等に対し、補助金を交付することにより、地域の自主防犯意識の高揚を図り、もって市民生活の安全に資することを目的とする。		
補助内容	(設置費)		
	補助種別		補助率
			補助上限
	共架 (電柱などへの取り付け)	LED灯 (1070ルーメン以上)	9.5/10
		LED灯 (1070ルーメン未満)	9.5/10
		カメラ付き防犯灯	7.5/10
	建柱 (防犯灯を取り付けるポールを設置)		9.5/10
	中継柱		9/10
	(撤去費)		
	補助種別		補助率
			補助上限
	共架		6,750円
	建柱		13,500円
	中継柱		6,750円
	(維持管理費)		
	補助種別		補助内容
	電気料金		補助率 10/10
	維持費		4月1日所有の防犯灯数×500円
	申請の際は、①見積書 ②請求書 ③領収書（①～③のうちいずれか1つ以上原本）④位置図 ⑤電力の容量がわかる書類 ⑥工事前・工事後の写真（※）を添付 ※写真は現像写真ではなく、紙（コピー）でご提出ください。		

(注) 防犯灯・掲示板の保険

市内に自治会が所有する防犯灯は約26,000箇所、掲示板は約2,700箇所ありますが、万一の事故に向けて保険に加入しております。(詳細は自治振興課へお問い合わせください。)

防犯灯設置費等補助金

⑤電気の容量が分かる書類の見本

防犯灯番号を明記してください。
手書きでも大丈夫です。

需要-低圧申込内容照会



防犯灯番号 No.6

東京電力パワーグリッド株式会社

ログインユーザ:

○申込情報

申込情報へ 契約・需要設備情報へ 配電設備情報へ 申込者情報へ その他確認事項へ

▼最下部へ

■申込基本情報

申込日	2020/05/12	工程状況	送電完了
申込種別	契約変更	入金状況	
接続供給開始希望日	2020/05/21		
申込番号		関連申込番号	
申込先店所		設計番号	7A
基準地区番号	25	所定地区番号	25
		計量日	24

■需要者情報

供給地点番号	03-0011-1050-3048-1100-5168		
需要者名義1	名義	NO. 6	
	カナ	NO. 6	
需要者名義2	名義		
	カナ		
需要場所	郵便番号	272-	
	都県～丁目	千葉県市川市	丁目
	番地	1	
	建物名		
	建物名(カナ)		
電話番号1			
電話番号2			

■申込みにあたっての確認事項

●事前協議	●協議番号
-------	-------

○契約・需要設備情報

▲最上部へ

▼最下部へ

■申込内容

業種	街路灯	灯数/台数	1	回路数	アンペアブレーカー電流値
----	-----	-------	---	-----	--------------

●計量器を取付ない供給を希望する	希望する
------------------	------

未計器区分					
協定値	負荷容量		協定負荷容量		協定時間
	負荷容量 使用量		小型機器数		

供給方式線式	主計器	副計器	未計器
	計器なし	計器なし	単相2線式100V
主開閉器容量			0 A
引込口配線			2.6mm
電流監視装置付ブレーカーの設置		型式	

夜間蓄熱機器	電源側(1次側)	負荷側(2次側)
夜間開閉器	線式	
	開閉器容量	

電灯・街路灯	電灯	容量	灯数	●インバータ	●機器形状
	LED	9W	1	なし	一灯式

新旧の防犯灯ワット数が
わかるようにしてください。

●共架	小型街路灯	わかるようにしてください。	
●共架 高圧ナトリウム灯			
●品名		●承認No.	

小型機器	機器名称	容量	台数

●特殊機器有無	
---------	--

●自家発電設備の設置	●種別
	●定格出力

蛍光灯42WをLEDに交換

各契約負荷設備	10W	20W	40W	60W	100W	200W	300W	400W
	1							
	50VA	100VA	200VA	300VA	400VA	警報		

(5)自治会等提案地域活性化事業補助金**(担当：自治振興課)**

目的	自治会等が実施する自治会等提案地域活性化事業を支援することにより、地域の活性化を図るため、補助金を交付する。	
補助内容	自治会等の創意工夫により、地域を活性化する効果が期待できる新しい事業（地域の歴史や文化伝統を継承する取り組みなど） 上限：単一自治会 100 万円、連合自治会 200 万円 （1,000 円未満の端数が出た場合は切り捨てる。） 対象事業：自治会等が企画し、実施する事業で以下の要件をすべて満たすもの 1. 独創性を有するものであること 2. 年度内に完結するものであること 3. 自治会等の構成員のみを対象とするものでないこと 4. 講演会等の開催又は物品の購入のみを目的とするものでないこと 5. 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと (1) 安全で安心な住みよい地域社会の形成に資するものであること (2) 地域の魅力向上に資するものであること (3) 地域の歴史、文化又は伝統の継承等に資するものであること (4) その他地域の活性化に資すると市長が認めるものであること 6. 営利、宗教の教義を広める、政治上の主義を推進もしくは反対するなど、地域の活性化に関係ないものを目的とするものでないこと	補助率 9/10

(6)自治会コミュニティ活動支援補助金**(担当：自治振興課)**

目的	自治会が主催し又は中心的な役割を担って市内で開催される地域住民との交流を目的とした活動又は行事を支援することにより、自治会活動の活性化を図ることを目的とする。		
補助内容	①市内において実施するコミュニティ活動		
	種 別	補助率	補助限度額
	消耗品費	1 / 2	100,000円 (消耗品費は 上限 3 万円)
	委託料		
	備品購入費		
	使用料及び賃借料		
②貸切バスを使用して実施するコミュニティ活動			
種 別	補助率	補助限度額	
バスの借上料	1 / 2	100,000円	
①と②のいずれも自治会員のみに限らず、地域住民との交流を主たる目的としている、誰でも参加できる活動または行事が該当となります。			
事業を実施する 7 日前までに申請が必要になります。申請時には見積書が必要になります。			
補助対象になるかどうかを確認したい場合は、事前に自治振興課までお問い合わせください。			

(7)自治会に対する市有バス等の貸し出し

(担当：自治振興課)

目的	(1) 市の代表として参加する行事への参加 (2) 他市との地域間交流を目的とした事業への参加 (3) 防犯活動、防災活動など、地域の安全に資する研修の実施 (4) 地域福祉の増進を目的とした福祉現場の視察の実施 (5) 地域の青少年の体験活動を目的とした事業の実施 ※慰安や観光目的の利用はできません							
補助内容	<table><tr><td>利用範囲</td><td>(1) 利用時間 午前9時から午後5時まで (2) 利用行程 片道100km以内の日帰り (3) 利用回数 同一団体又は同一代表者につき年（度）当たり2回以内 (4) 利用人数 14名以上の参加が見込まれるもの</td></tr><tr><td>申請方法</td><td>利用の2か月までに申請書を担当課にご提出ください。 (利用後30日以内に実績報告書の提出が必要になります)</td></tr><tr><td>担 当</td><td>基準や市有バス等の大きさや乗車人数に関すること …管財課 自治会が利用する方法や申請に関すること ……………自治振興課 (自治会以外が利用する場合は団体を所管する部署へお問い合わせください。)</td></tr></table>		利用範囲	(1) 利用時間 午前9時から午後5時まで (2) 利用行程 片道100km以内の日帰り (3) 利用回数 同一団体又は同一代表者につき年（度）当たり2回以内 (4) 利用人数 14名以上の参加が見込まれるもの	申請方法	利用の2か月までに申請書を担当課にご提出ください。 (利用後30日以内に実績報告書の提出が必要になります)	担 当	基準や市有バス等の大きさや乗車人数に関すること …管財課 自治会が利用する方法や申請に関すること ……………自治振興課 (自治会以外が利用する場合は団体を所管する部署へお問い合わせください。)
利用範囲	(1) 利用時間 午前9時から午後5時まで (2) 利用行程 片道100km以内の日帰り (3) 利用回数 同一団体又は同一代表者につき年（度）当たり2回以内 (4) 利用人数 14名以上の参加が見込まれるもの							
申請方法	利用の2か月までに申請書を担当課にご提出ください。 (利用後30日以内に実績報告書の提出が必要になります)							
担 当	基準や市有バス等の大きさや乗車人数に関すること …管財課 自治会が利用する方法や申請に関すること ……………自治振興課 (自治会以外が利用する場合は団体を所管する部署へお問い合わせください。)							

(8)自主防犯活動の支援

(担当：市民安全課)

目的	自主防犯活動団体に対し、防犯物品を譲与することにより、市内の自主防犯活動団体の育成及び市民の防犯意識の高揚を図ることを目的とする。	
譲与内容	譲与物品	譲与物品の限度額
	○ 帽子 ○ 腕章 ○ たすき ○ 蛍光ベスト ○ 赤色停止棒 ○ 拡声器 ○ 拍子木 ○ のぼり旗 ○ のぼり旗用ポール ○ 懐中電灯 ○ 電池 ○ ジャンパー ○ ホイッスル ○ LED ライト付 ポータブルラジオ	4月1日現在の登録世帯数による。 ○1,000 世帯未満10,000 円 ○1,000 世帯以上 2,000 世帯未満20,000 円 ○2,000 世帯以上30,000 円

(9)特殊詐欺対策電話機等購入費補助金**(担当：市民安全課)**

目的	特殊詐欺対策電話機等購入費の一部を補助し、特殊詐欺の詐欺被害防止を目的とする。	
補助内容	対象者	○市川市に居住している（住民登録している） ○満65歳以上（令和7年3月31日までに65歳に達する者を含む） ○市税を滞納していない（住民税や国民健康保険税等） ○令和6年4月1日以降に対象となる機器を購入 ○その者及びその者と同一の世帯に属する者が、市川市から特殊詐欺対策電話機等購入に係る補助金の実績がないこと
	補助金額	特殊詐欺対策電話機等購入費の4分の3以内。（100円未満は切り捨て） ただし、7,000円を限度とする。
	対象となる機器	迷惑電話防止機能が付いた電話機や装置
	申請方法	下記の必要書類を市民安全課へ持参する ①申請書 ②領収書（原本） ※申請者のフルネーム、メーカー、品番、購入日、電話機の本体価格が記載されたもの ③取扱説明書や保証書等 購入した物の機能が確認できるもの ④本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
	申請期限	令和7年3月31日、もしくは予算が限度に達した日のいずれか早い日まで

(10)簡易型自動録音機の譲与**(担当：市民安全課)**

目的	簡易型自動録音機を譲与することにより、特殊詐欺の被害防止を目的とする。	
補助内容	対象者	○市川市に居住している（住民登録している） ○満65歳以上（令和7年3月31日までに65歳に達する者を含む） ○特殊詐欺対策電話機等購入費補助金の交付を受けていないこと
	補助金額	下記の必要書類を市民安全課へ持参する ①申請書 ②本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
	申請期限	在庫終了まで ※在庫には限りがございます。在庫状況に関しましては市民安全課までお問い合わせください。

(11)市川市街頭防犯カメラ設置費補助金

(担当：市民安全課)

目的	街頭防犯カメラ設置費用の一部を補助し、犯罪抑止と体感治安の向上を目的とする。		
補助内容	対象団体	補助金の交付申請を行う年度の前年度から継続して防犯活動を実施することが見込まれる自治（町）会及び商店会等	
	補助金額	街頭防犯カメラの購入及び設置に要する費用の2分の1 （1台当たり20万円を上限とする）	
	対象となる防犯カメラ	犯罪抑止効果を目的として公益的な場所（繁華街、住宅地、公道等）に設置され、映像の2分の1以上が公道等で占められているもの ※ゴミ捨て場や駐車場等の監視を目的として設置されるカメラは補助対象外です。	
	その他	・防犯カメラの維持費（保守管理費、電気料、設置柱に係る共架料、修理費等）は、設置団体の負担となります。 ・撮影された映像は、設置団体で閲覧及び利用することができません。（法令に基づく依頼があった際は市が映像提供を行います。） ・市で指定する機能を有する防犯カメラのみが補助対象となります。 ・補助金を受ける年度内に設置作業に着手し、設置完了までを行ってください。	
※当制度は事前協議制となります。街頭防犯カメラを設置する前年度に申請手続きを行ってください。詳細は市民安全課へお問い合わせください。			

(12)市川市自主防災組織資器材購入費等補助金

(担当：地域防災課)

目的	自主防災組織の活動を支援するため、防災資器材の購入等に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 ・補助金額：資器材等の購入・修繕費用の3分の2(1,000円未満切捨て) ※補助金額の上限は100,000円＋世帯数×200円 ※補助金の交付を受けるには一定の条件があります。		
補助対象物品一覧	消火器 (消火剤の詰め替え含む) 消火器格納庫 三角バケツ 拡声器 無線機 ラジオ バール ジャッキ のこぎり スコップ ツルハシ チェーンソー 避難はしご 工具類 テント	簡易トイレ (処理剤の購入含む) 車椅子 発電機 投光器 コードリール 土のう (袋のみの購入含む) マット ロープ 毛布 リヤカー 台車 担架 鍋 かまど ランタン ポータブル電源	コンロ 備蓄燃料 調理器具 食器 ガスボンベ ガスバーナー 給水袋(ポリタンク) 浄水器(塩素の購入を含む) 防災資器材用倉庫 (修繕、改修を含む) 排水用ポンプ 消火器具 懐中電灯 ヘルメット 避難誘導旗 ブルーシート 自動体外式除細動器 (AED) など

(13)市民活動災害保障保険(ふれあい保険) (担当 : NPO・市民活動支援課)

目的	市民団体等が活動中に不測の事故により活動の参加者または第三者に損害を与え、指導者等が賠償責任を負った場合および指導者等または参加者が事故により傷害を負った場合に市民活動災害保障保険をもって保障することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。		
保険内容	賠償責任の限度額		傷害の場合の保険金額
	指導者が法律上の賠償責任を問われた場合に救済する賠償責任保険 ○身体賠償 1 名 6,000 万円 1 事故 2 億円 ○財物賠償 1 事故 100 万円		指導者や参加者が死亡あるいは傷害を負った場合に救済する傷害保険 ※8 日以上の治療を要した場合に適用 ○死亡保険金 200 万円 ○後遺障害保険金 8 万～200 万円 ○入院保険金 1 日 3,000 円 ○通院保険金 1 日 2,000 円

(14)資源回収活動に対する奨励金 (担当 : 清掃事業課)

目的	自治会、子ども会、PTA などの団体が自主的にごみの減量化を図るため実施している資源回収活動の登録団体に対して、回収量に応じ奨励金を支給する。	
内容	回 収 品 目	奨 励 金 額
	空 ビ ン ・ 空 カ ン	1 k g に つ き 3 円
	紙 類 ・ 布 類	

(15) 避難行動要支援者名簿登録制度

(担当：地域共生課)

目的	災害が発生した時に支援を必要とする避難行動要支援者の支援活動に取り組む自治会に対して、平常時の防災活動、災害時における安否確認や避難の誘導などに活用してもらうため、名簿情報を提供する。	
内容	名簿に登録できる方	生活の基盤が自宅(市川市)にある方のうち、以下の要件に該当する方(該当者のうち、施設入所および長期入院している方は除く) ①要介護認定3～5を受けている ②身体障害者手帳を所持している ③療育手帳を所持している ④精神障害者保健福祉手帳を所持している ⑤市の障害福祉サービスを受けている ⑥市川市難病患者等福祉手当を受給している ⑦その他、名簿への登載を希望している └ ①から⑥に該当しないが、相応の支援を必要とすることから登載を希望する方
	名簿の活用方法	○平常時は見守り、声かけ、防災訓練などで活用する。 ○災害時は、登録者の安否確認や避難の手助けをする。 ※支援者自身や家族などの安全を確保したのち、できる範囲での支援を行い、責任を伴うものではない。 ○この名簿は、市の関係部署で共有するとともに、地域の支援者に提供される。(自治会、民生委員は支援者としての役割。)
	名簿の取得方法	「市川市避難行動要支援者名簿提供申請書」を市に提出後、覚書を取り交わし、名簿の提供となります。

4. 市から参加・協力を求められる事業

(1)	宅地開発に伴う防犯灯設置に関する自治会への移管	3 5
(2)	市民マナー条例	3 5
(3)	客引き行為等禁止条例	3 5
(4)	防犯対策	3 5
(5)	地域猫活動	3 6
(6)	日本赤十字社活動資金募集、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金	3 6
(7)	社会福祉協議会会員募集	3 6
(8)	江戸川クリーン作戦	3 6
(9)	地球温暖化対策	3 7
(10)	スマートハウス関連設備などの普及対策	3 7
(11)	公園内の維持管理	3 7
(12)	排水側溝の清掃	3 7
(13)	資源回収	3 7
(14)	殺そ剤の無料配布	3 7
(15)	ユスリカ駆除剤（道路側溝用錠剤）の無料配布	3 8
(16)	民生委員・児童委員の推薦 主任児童委員の推薦	3 8
(17)	地域ケアシステム推進事業	3 8
(18)	国勢調査に伴う調査員の推薦	3 8
(19)	市川市明るい選挙推進協議会	3 8
(20)	選挙における投票立会人の推薦	3 9
(21)	学習支援推進事業	3 9
(22)	コミュニティクラブ事業	3 9
(23)	コミュニティ・スクール推進事業	3 9

4. 市から参加・協力を求められる事業

(1) 宅地開発に伴う防犯灯設置に関する自治会への移管 …… (担当：自治振興課)

事業区域の面積が 500 m²を超える場合や、一定の規模を超える集合住宅等を建設する場合には、宅地開発に関する条例に基づき、市と事業者が協議のうえ、事業区域に接する道路に防犯灯設置等の危険防止策を講ずることになっています。

これに伴って事業者が防犯灯を設置した場合、その後の維持管理について事業者と自治（町）会との間で移管についての協議をお願いすることがあります。

(2) 市民マナー条例 …… (担当：市民安全課)

市では、「市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例」（通称：市民マナー条例）を制定し、市内全域の公共の場所での、歩きたばこ、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置等を禁止し、生活環境の向上を図っています。

また、市内各駅周辺に指定した路上禁煙・美化推進地区内の道路上での喫煙、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置行為を禁止しており、これに違反した場合には、過料（2,000円）が科されます。

(3) 客引き行為等禁止条例 …… (担当：市民安全課)

居酒屋、カラオケ店等※1の客引き行為等※2が多く見受けられるようになり、客引き行為全般の禁止を求める要望が多く寄せられたことから、令和3年9月1日に市川市客引き行為等禁止条例を施行しました。この条例では、公共の場所における客引き行為等を禁止し、特定地区での違反者には指導、勧告、措置命令、過料5万円を科し、氏名等の公表をします。

※1 性風俗・接待飲食店等の客引き行為等については、千葉県「迷惑防止条例」において禁止されています。

※2 公共の場所において、相手方を特定して客となるように誘う行為です。不特定の者へのティッシュ配りや宗教勧誘は対象外です。

(4) 防犯対策 …… (担当：市民安全課)

市では、地域での防犯力向上と一人ひとりの防犯意識を高めるため、防犯の専門家等による「いちかわ市民防犯講演会」や、職員による「出前防犯講座」などを開催しています。

また、日常のジョギングや犬の散歩などの外出時に、市で貸与した帽子を着用し、地域のパトロールを行っていただく「ボランティアパトロール」を推進しています。

詳しくは、担当課防犯グループまでお問い合わせください。

(5) 地域猫活動 (担当：自然環境課)

市では、猫によるふん尿等（ふん尿による悪臭、鳴き声）の被害を減少させ、市民の生活環境を保全するため、飼い主のいない猫（野良猫）を地域住民で管理する、地域猫活動団体登録制度を設けています。

この活動には、地域住民の理解が必要であり、活動者や住民から相談があった際には、自治（町）会にご協力をお願いすることがあります。地域猫活動を行なっていただけの自治（町）会も随時募集しています。また、飼い主のいない猫の不妊等手術費などの一部助成、飼い主のいない猫の譲渡を目的とした検査費用などの一部助成などを行っています。詳しくは担当課までお問い合わせください。

**(6) 日本赤十字社活動資金募集、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金
..... (担当：生活支援課)**

各種募金等への協力依頼があります。

- ・日本赤十字社活動資金の募集は、毎年5月～6月に行われます。各自治（町）会等に対して4月頃に文書による協力依頼があります。
- ・赤い羽根共同募金は、毎年10月～12月に行われます。各自治（町）会等に対して9月頃に文書による協力依頼があります。
- ・歳末たすけあい募金は、毎年12月頃に行われます。各自治（町）会に対して11月に文書による協力依頼があります。

※場合によって時期を変更することがあります。

(7) 社会福祉協議会会員募集 (担当：社会福祉協議会)

社会福祉法に位置づけられた福祉団体として、住民主体の安心して暮らせる「お互いさまのまちづくり」や、様々な福祉サービスを進めています。全戸加入を前提とし、6月下旬までに会費募集の協力依頼があります。集められた会費の40％は、お住まいの地区社会福祉協議会の活動費として使われます。

なお、3月頃より各自治会の希望に合わせて資料等を配布しますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

(8) 江戸川クリーン作戦 (担当：清掃事業課)

市民が自主的に街をきれいにしようという意識の高揚を図るため、自治会などの各市民団体が中心となって江戸川の河川敷の空き缶等のごみ拾集を行っています。参加を希望される自治（町）会は、担当までお問い合わせください。

(9) 地球温暖化対策 (担当：総合環境課)

市から委嘱された「環境活動推進員（エコライフ推進員）」が、省エネ、省資源、生活排水の汚れを減らす取り組みなど、環境にやさしい生活（エコライフ）の実践方法を紹介しています。

保育園向けの環境紙芝居、小学校向けの出前授業など年令に合わせたプログラムもあります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

(10) スマートハウス関連設備などの普及対策 (担当：総合環境課)

市では、家庭などにおける地球温暖化対策の推進のため、住宅用太陽光発電設備（市内事業者施工のみ）・家庭用燃料電池システム・定置用リチウムイオン蓄電システム・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H充放電設備などの導入費用に対して、補助金を交付しています。詳しくは担当課までお問い合わせください。

(11) 公園内の維持管理 (担当：公園緑地課)

公園等の日常管理（清掃、草刈り、施設の破損等の通報など）について、市と協定を締結すると、作業内容に応じて報償金制度があります。詳しくは担当課へお尋ねください。

(12) 排水側溝の清掃 (担当：道路安全課)

排水側溝にごみ等が詰まっていると大雨の際、道路冠水の原因となることから、市内の自治（町）会や協力団体では、毎月清掃日（日程は広報第3週号に掲載）を定め、自主活動として排水側溝の清掃を実施しており、この清掃で側溝から揚げられた泥土については、市で回収しています。

新たに自治（町）会としてご協力いただける場合や上記日程以外で泥土の回収が必要な場合は、担当課までご連絡ください。

(13) 資源回収 (担当：清掃事業課)

ごみの減量・資源化を図るため、市では、自治会、子ども会、PTAなどの団体が自主的に実施している資源回収活動を支援しています。

回収日や回収場所、回収する資源の種類（空きビン、空きカン、新聞、雑誌、ダンボール、布類等）は各団体により異なりますが、市から回収量に応じて奨励金が支払われます。申込方法など、詳しくは担当課へお尋ねください。

(14) 殺そ剤の無料配布 (担当：生活環境保全課)

ねずみ駆除のため、総合市民相談課（市役所第1庁舎）、生活環境保全課（市役所第2庁舎）、行徳支所総務課、大柏出張所、南行徳市民センター、市川駅行政サービスセンター、市民課窓口連絡所（中山、国分、信篤）、公民館（西部、東部、曾谷、柏井、南行徳）で、希望者に無料配布しています。

(15) ユスリカ駆除剤（道路側溝用錠剤）の無料配布 ……（担当：生活環境保全課）

ユスリカ駆除のため、総合市民相談課（市役所第1庁舎）、生活環境保全課（市役所第2庁舎）、行徳支所総務課、大柏出張所、南行徳市民センター、市川駅行政サービスセンター、市民課窓口連絡所（中山、国分、信篤）、公民館（西部、東部、曾谷、柏井、南行徳）でユスリカ駆除剤（道路側溝用錠剤）を希望者に無料配布しています。

(16) 民生委員・児童委員の推薦 ……（担当：地域共生課）
主任児童委員の推薦 ……（担当：こども施策課）

3年ごとの委員改選や欠員補充のため、年3回開催する推薦会に合わせ民生委員・児童委員および主任児童委員の推薦を依頼させていただきます。

民生委員・児童委員とは

法令により設置され、支援を必要とする地域住民の見守り等を行うボランティアです。希望する65歳以上でひとり暮らしの方に対し、月1回程度の訪問を行うほか、地域住民からの相談内容に応じて、行政・専門機関に繋ぐ「パイプ役」として活動しています。

主任児童委員とは

民生委員・児童委員の中には、児童福祉を専門に担当する「主任児童委員」がいます。地域の子どもたちが安全に生活できるよう、学校や児童福祉関係機関などと連携して活動しています。

(17) 地域ケアシステム推進事業 ……（担当：地域共生課）

地域での支えあいの仕組みづくりを目的とする事業で、市内14の「地区社会福祉協議会」が活動の主体となって取り組んでいます。その活動区域は市川市自治会連合協議会の「地区連合会」と一致し、単一自治会とも密接に連携し活動しています。

活動拠点では、地域から選任された相談員によるよろず相談や地域情報の収集・発信、車椅子の無料貸し出しなどを行っています。地域住民の交流の場である「てるぼサロン」では、茶話会や健康体操などを各地区で開催しています。また、情報共有や地域課題を話し合う「地域ケアシステム推進連絡会」を定期的に開催し、地域の問題解決のために、地域住民や各種団体、行政が協働して取り組み、福祉コミュニティの充実を推進しています。

(18) 国勢調査に伴う調査員の推薦 ……（担当：総務課）

国勢調査（5年ごと）の際に、調査員の推薦を依頼させていただきます。

(19) 市川市明るい選挙推進協議会 ……（担当：選挙管理委員会事務局）

明るい選挙の実現をめざし、民主政治の健全な発展に寄与することを目的として、昭和30年に組織され、広くこの趣旨に賛同する団体と個人で協力して常時啓発および選挙時啓発を行っています。

主な事業としては、選挙啓発ポスター等の募集、市民まつり・行徳まつりへの参加、選挙時における街頭啓発等を行っています。

各自治（町）会の会長職の中から、自治会連合協議会の推薦により理事、常任委員が選任され、任期は2年となっています。

(20) 選挙における投票立会人の推薦 …………… (担当：選挙管理委員会事務局)

衆議院議員選挙・参議院議員選挙・県知事選挙・県議会議員選挙・市長選挙・市議会議員選挙について、投票立会人の推薦を依頼させていただきます。

(21) 学習支援推進事業 …………… (担当：学校地域連携推進課)

この取り組みは、各学校において学習支援クラブを組織して、保護者や地域の方々にボランティアや講師として学習活動を支援していただいているものです。「学び」をキーワードとして子どもたちに夢や感動を与え、「生きる力」を育てることをねらいとしています。

(22) コミュニティクラブ事業 …………… (担当：学校地域連携推進課)

市内各中学校区・義務教育学校区(16 学校区) ごとに、地域のボランティアで「コミュニティクラブ」を組織し、「みんなで子どもたちを、みんなでボランティア」を合言葉に、遊びを通じた子どもたちの健全育成のための活動を企画・運営するものです。様々な体験活動、交流活動を通じて地域のコミュニティづくり、生涯学習社会の基盤づくりも目指しています。

小・中学校、公民館等の施設や、身近な自然を活かした場所で活動しています。

(23) コミュニティ・スクール推進事業 …………… (担当：学校地域連携推進課)

[組織①] 学校運営協議会

市川市教育委員会から任命された地域住民、保護者の代表等、15名以内の委員が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する“学校にある学校応援団”のことです。校長が作成する学校運営の基本方針を承認したり、学校関係者評価をしたり、地域・保護者の意見を学校運営に反映させ、学校教育をどのように進めていくかを「熟慮」と「議論」を重ねて意見を合意形成する組織です。

[組織②] 地域学校協働本部

中学校ブロック及び義務教育学校区を単位に設置する“地域にある学校を応援する機能”のことです。市川市教育委員会から委嘱された地域学校協働活動推進員(旧称：学校支援コーディネーター)を中心に、学校のニーズを引き出し、地域のネットワークを活用して様々な教育活動や地域活動をつなぎ、学校を核とした地域づくりを目指します。

地域学校協働本部は、学校と地域諸団体の活動が見える「コミュニティカレンダー」を発行したり、教育活動に地域人材(財)を招き、体験的な学習を行ったりして、地域のネットワークづくりを推進します。

地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく様々な活動を総称して『地域学校協働活動』と言います。

5. 市 庁 舎 案 内（令和6年4月現在）

各部署の配置表

①市役所第1庁舎（八幡1-1-1） ※窓口のある階を記載		
6階	議会事務局	庶務課 議事課
4階	市長公室	秘書課 広報広聴課 カーボンニュートラル推進課
		危機管理室 危機管理課
	総務部	総務課 人事課 人材育成担当室 職員課 健康管理担当室
		企画部 企画課 行政経営・DX課 都市制度推進課 健康都市推進課
	財政部	財政課
	管財部	管財課 ※公共施設マネジメント課 契約課
		文化国際部 ※文化芸術課 ※文化施設課 ※美術館構想担当室 ※国際交流課
		スポーツ部 ※スポーツ計画課 ※スポーツ推進課
	3階	総務部 総務課(住居表示グループ) 法務課 ※人事課(チャレンジドオフィスいちかわ)
		市民部 ※自治振興課 ※NPO・市民活動支援課 ※八幡市民複合施設開設準備担当室 市民安全課 ※総合市民相談課 (市民相談グループ・消費生活センター)
	経済観光部	経済産業課 観光振興課 商工業振興課 農業振興課
		こども部 ※こども施策課 ※幼保施設計画課 ※幼保施設管理課
	福祉部	地域共生課 障がい者施設課 生活支援課(援護募金グループ) 市営住宅課
		保健部 ※保健医療課 ※斎場建設課
	2階	財政部 納税・債権管理課 市民税課 固定資産税課
		経済観光部 デジタル地域通貨担当室
		こども部 ※こども家庭相談課 (こども家庭センター) ※子育て給付課 こども施設入園課
	1・3階	福祉部 地域包括支援課
	1・2階	市民部 国民年金課
		福祉部 介護保険課 障がい者支援課
		保健部 国民健康保険課
1階	市民部	市民課
	会計課	

②市役所第2庁舎(南八幡2-20-2)		
5階	福祉部	生活支援課
4階	市民部	総合市民相談課(直行便グループ)
		生涯学習部
	生涯学習部	教育総務課
		教育施設課
		青少年育成課
		社会教育課
		※教育総務課(チャレンジドオフィスいちかわ)
	学校教育部	義務教育課
		学校安全安心対策担当室
		学校環境調整課
		指導課
		就学支援課
		保健体育課
		学校地域連携推進課
	農業委員会事務局	
3階	管財部	設計監理課
	環境部	総合環境課
		自然環境課
		生活環境保全課
		クリーンセンター建設課
	街づくり部	街づくり整備課
	道路交通部	道路建設課
2階	下水道部	下水道経営課
		下水道建設課
	管財部	管財課(車両担当)
	街づくり部	街づくり計画課
		公園緑地課
		開発指導課
		建築指導課
		空家対策課
	道路交通部	交通計画課
		道路管理課
		道路安全課
	下水道部	河川・下水道管理課

③市役所第2庁舎分館(南八幡2-17-7)		
2階	管財部	技術管理課
1階	選挙管理委員会事務局	

④消防局(八幡1-8-1)		
4階	危機管理室	地域防災課

⑤勤労福祉センター本館(南八幡2-20-1)		
2階	経済観光部	商工業振興課(雇用労政グループ)

⑥いちかわ情報プラザ(南八幡4-2-5)		
5階	情報管理部	情報総務課
		情報システム課
3階		情報管理課
2階	総務部	総務課(統計グループ)
1階	市民部	市民課(市川市マイナンバーカードセンター)

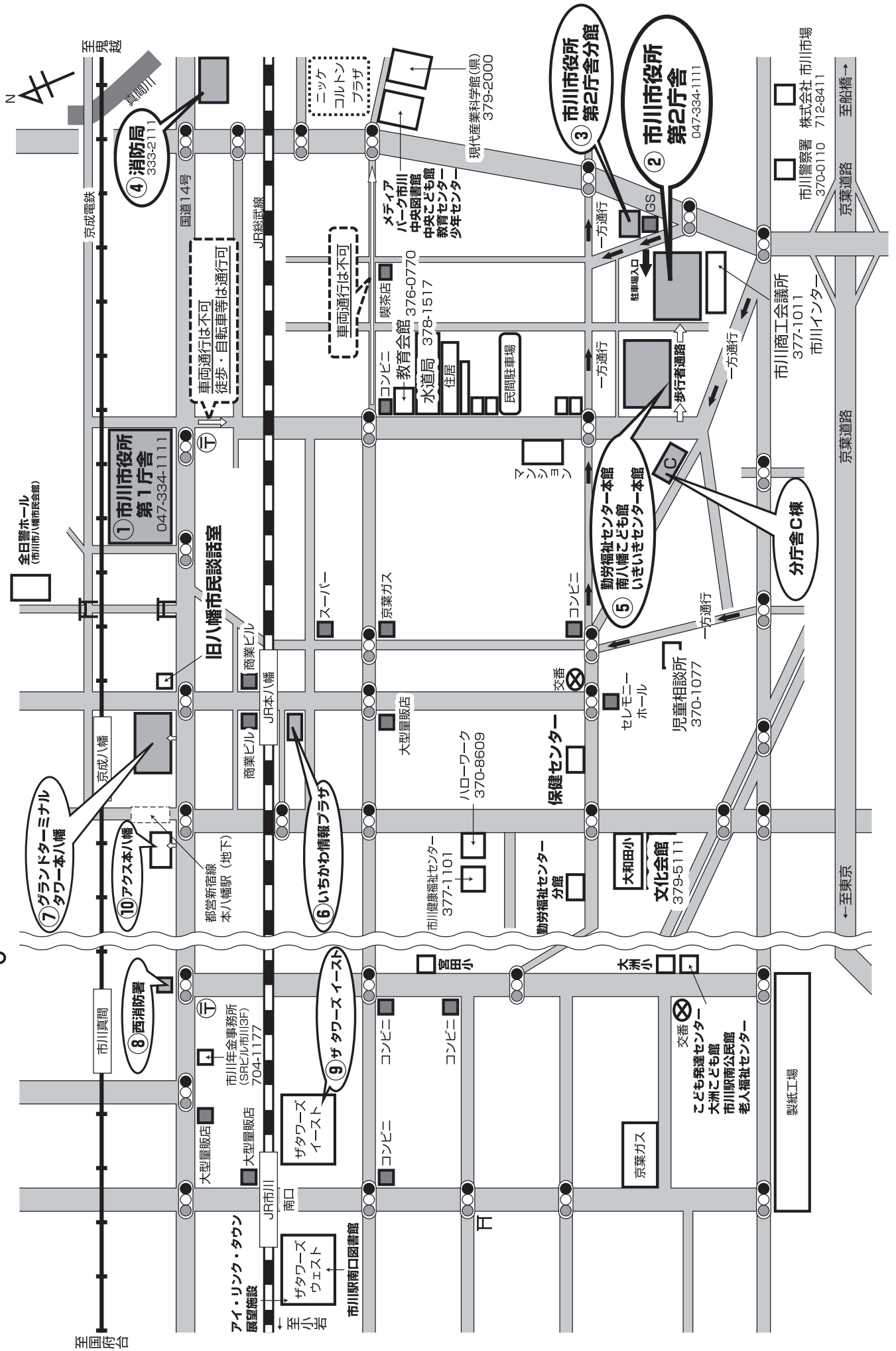
⑦グランドターミナルタワー本八幡(八幡3-3-2)		
401号	監査委員事務局	
408号	商工業振興課(融資担当)	

⑧西消防署(市川1-24-2)		
4階	総務部	※ダイバーシティ推進課

⑨ザ タワーズ イースト(市川南1-1-1)		
3階	市民部	市川駅行政サービスセンター
		市川市パスポートセンター

⑩アクス本八幡(八幡3-4-1)		
2階	こども部	※びあぼーく妙典こども施設開設準備担当室

各部署が入る建物の案内図



6. 市川市自治会等を応援する条例について

市川市は、自治（町）会や市川市自治会連合協議会が市政運営に欠かせない協働のパートナーであることを市民に示すこと、市民、自治会、市、事業者などの役割を定めることで市民の自治会への加入及び活動への参加を促進すること、安全で安心な住みよい地域社会を形成することを目的として、令和2年4月1日に『市川市自治会等を応援する条例』を制定しました。

市民の価値観及び自主性や自治会等の自立性及び地域性の尊重を基本理念とすることから、強制力を有するものではありませんが、市が自治会を支援するために行う各施策や自治会が未加入者に加入をお願いするなどの活動の根拠となり、自治（町）会の円滑な運営の一助となるものと考えております。



市川市自治会等を応援する条例

私たちのまち市川は、首都東京に隣接する住宅都市として、また、多くの文化人を輩出し、文化施設や教育施設が充実する文教都市として、発展してきた。

その中で、自治会等は、地域社会における中心的な担い手となり、公共的な役割を果たすとともに、市政運営に欠かせない大切なパートナーとして、地域の課題に対し、市と協働して取り組み、市の発展に大きく寄与してきた。

しかし、自治会への加入割合が減少傾向となっているほか、自治会活動の担い手が不足していることから、このままでは、遠くない将来、自治会が主体的に実施しているお祭りや視察研修等の地域コミュニティ活動、日頃の防犯パトロールや特殊詐欺の周知等の防犯活動、災害発生時の避難の呼び掛けや防災拠点運営の協力等の防災活動など、地域にとって欠かせない様々な分野の活動に支障が生じることが懸念される。

一方、地震、豪雨、台風等の大規模災害が避けられない我が国では、人と人とのつながりや共助の重要性が再認識されている。本市においても、今後、大規模災害の発生が想定される中、自治会を中心とするお互いの顔が見える関係づくりが重要となる。

そこで、市民の自治会への加入及び自治会活動への参加を促進し、自治会等、市その他関係者の連携を図ることにより、安全で安心な住みよい地域社会を形成するため、ここに自治会等を応援するこの条例を制定する。

(目 的)

第1条 この条例は、自治会等が市政運営に欠かせない協働のパートナーであることに鑑み、市民の自治会への加入及び自治会活動への参加を促進するとともに、自治会等への応援に係る基本理念並びに市民、自治会等、市、事業者、住宅関連事業者及びその他関係団体の役割を定めることにより、安全で安心な住みよい地域社会を形成することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 市内の一定の区域に住所を有する住民の地縁に基づいて形成された団体であって、市長が認めるものをいう。
- (2) 自治会等 自治会及び自治会により構成される市内に存する団体であって市長が認めるものをいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (4) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの行為を代理し、又は媒介する場合を含む。第8条第1項において「建築等」という。）を業として行う者をいう。

(基本理念)

第3条 自治会等への応援は、次に掲げる事項に留意することを基本理念として、行われなければならない。

- (1) 市民の多様な価値観及び自主性を尊重すること。
- (2) 自治会等の地域社会における役割の重要性を理解すること。
- (3) 自治会等の地域活動が持続的かつ活動的に運営されるようにすること。
- (4) 自治会等の自立性及び地域性を尊重すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域社会の一員であることを認識し、自治会等が地域社会において重要な役割を担っていることを理解するとともに、自治会に加入し、及び自治会活動に参加することにより、地域社会の発展に努めるものとする。

(自治会等の役割)

第5条 自治会等は、第1条の目的を達成するため、地域コミュニティ活動、防犯活動、防災活動その他の安全で安心な住みよい地域社会の形成に資する活動に努めるものとする。

- 2 自治会等は、市民に対し、自治会への加入及び自治会活動への参加を促進するよう努めるものとする。
- 3 自治会等は、その運営について、透明性の向上を図り、市民にとって分かりやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。

- 4 自治会等は、その地域の将来を担う人材の育成に努めるものとする。
- 5 自治会等は、その区域内において安全で安心な住みよい地域社会の形成に資する活動を行う団体との連携を図るよう努めるものとする。

(市の役割)

- 第6条 市は、自治会等と協働して安全で安心な住みよいまちづくりの推進に取り組み、並びに市民が自治会に加入すること及び自治会活動に参加することに関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 市は、第1条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 市は、自治会等に関する理解の促進に資するため、広報活動、啓発活動その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 4 市は、講習会、研修会等を開催し、市民の自治会活動に関する知識の向上を図ることにより、自治会等の将来を担う人材の育成に努めなければならない。
 - 5 市は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を勧奨し、及び当該職員が自治会活動に参加することに配慮するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

- 第7条 事業者は、その事務所又は事業所が所在する地域の自治会等の活動に積極的に協力することにより、自治会等の地域活動の活性化に資するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、従業員に対し、当該従業員が市内における自治会活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。
 - 3 事業者は、第1条の目的を達成するための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(住宅関連事業者の役割)

- 第8条 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、当該建築等に係る住宅に入居しようとする者に対し、当該住宅が所在する地域の自治会等に関する情報を提供するよう努めるものとする。
- 2 住宅関連事業者は、第1条の目的を達成するための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(その他関係団体の役割)

- 第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、自治会等が活動を行う地域に存する団体は、当該自治会等が行う第1条の目的を達成するための活動に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

索引

あ

赤い羽根共同募金	3 6
「歩きたばこ禁止」「ポイ捨て禁止」	
「犬のふん放置禁止」のステッカー	
が欲しい場合は	1 6
市川市明るい選挙推進協議会	3 8
市川市街頭防犯カメラ	
設置費補助金	3 1
市川市自主防災組織資器材購入費	
等補助金	3 1
市川市自治会等を応援する条例に	
ついて	4 3
市川市の自治会組織	3
犬や猫が死んだときは	1 7
江戸川クリーン作戦	3 6

か

カーブミラーの破損	1 6
会員名簿（個人情報）の取扱いに	
ついて	7
学習支援推進事業	3 9
各部署が入る建物の案内図	4 2
カラスがごみ置場を荒らして	
困っている場合は	1 6
客引き行為等禁止条例	3 5
簡易型自動録音機の譲与	3 0
行政への協力	2
国や県など市以外の団体からの	
助成制度について	1 9
掲示板設置等補助金	2 6
公園内の維持管理	3 7
広報業務等業務委託事務費	2 5
国勢調査に伴う調査員の推薦	3 8
ごみの不法投棄	1 6
コミュニティクラブ事業	3 9

コミュニティ・スクール推進事業	
	3 9

さ

災害が発生した場合の備蓄物資	2 4
災害時の市境を超える避難場所に	
ついて	2 3
歳末たすけあい募金	3 6
殺そ剤の無料配布	3 7
市からの委託・補助等	2
資源回収活動に対する奨励金	3 2
資源回収	3 7
自主防災組織の役割について	2 4
自主防犯活動の支援	2 9
地震で負傷した時には	2 0
自治会規約（会則）の作成例	1 1
自治会活動中に事故があったら	1 8
自治会加入の促進	4
自治会コミュニティ活動支援	
補助金	2 8
自治会等提案地域活性化事業	
補助金	2 8
自治会等集会施設整備事業等	
補助金	2 5
自治会と行政との関係	3
自治会に対する市有バス等の	
貸し出し	2 9
自治会の主な仕事	1
自治会の政治活動について	8
自治会の目的	1
自治会の役割	1
自治会豆知識	6
市庁舎案内	4 0
市民活動災害保障保険	3 2
市民マナー条例	3 5
社会福祉協議会会員募集	3 6

収支決算書の作成例	9
収支予算書の作成例	10
樹木が伸びて防犯灯の明かりを 遮っている場合は	17
スマートハウス関連設備の 普及対策	37
選挙における投票立会人の推薦	39

た

宅地開発に伴う防犯灯設置に関する 自治会への移管	35
地域ケアシステム推進事業	38
地域猫活動	36
地球温暖化対策	37
道路が破損しているときは	15
道路に設置されている照明灯の 球切れを見つけたときは	15
道路の清掃は	15
特殊詐欺対策電話機等購入費補助金	30

な

日本赤十字社活動資金募集	36
--------------	----

は

排水側溝の清掃	37
避難行動要支援者名簿登録制度	33
開かれた自治会運営	7
部会制度について	4
ふとんなど、ごみを自分で捨てに 行くには	17
防犯対策	35
防犯灯設置費等補助金	26
募金の依頼があったら	19

ま

民生委員・児童委員の推薦 主任児童委員の推薦	38
---------------------------	----

や

ユスリカ駆除剤の無料配布	38
--------------	----

自治会長便利帳連絡先一覧表

担当課	電話番号
市川市役所（代表）	０４７－３３４－１１１１
自治振興課	０４７－３３４－１１２８
行徳支所総務課	０４７－３５９－１１１４
南行徳市民センター	０４７－３５９－７８９１
大柏出張所	０４７－３３９－３１１１
市川駅行政サービスセンター	０４７－７０４－３１１１
NPO・市民活動支援課	０４７－７１２－８７０４
市民安全課 防犯グループ	０４７－３３４－１１２９
市民安全課 マナー条例グループ	０４７－３２０－１３３３
危機管理課	０４７－７１２－８５６３
地域防災課	０４７－７０４－００６５
総務課 統計グループ	０４７－３１８－９１８８
経済産業課	０４７－７１１－１１４０
商工業振興課	０４７－７１１－３６９１
こども施策課	０４７－７１１－０６７７
地域共生課	０４７－７１２－８５１８
介護保険課	０４７－７１２－８５４０
生活支援課 援護グループ	０４７－７１２－８６１８
総合環境課 環境施策推進グループ	０４７－７１２－５７８１
総合環境課 エネルギー戦略グループ	０４７－７１２－５７８２
自然環境課	０４７－７１２－６３０９
生活環境保全課	０４７－７１２－６３１４
清掃事業課	０４７－７１２－６３０１
クリーンセンター	０４７－３２８－２３２６
道路安全課	０４７－７１２－６３５１
公園緑地課	０４７－７１２－６３６７
選挙管理委員会事務局	０４７－３２１－６１５８
学校地域連携推進課	０４７－３８３－９３８６
社会福祉協議会	０４７－３２０－４００１

市川グランドホテル

ご宿泊
10%OFF
ご会食のご宴席
ご利用の
お客様

1室料金(朝食なし)
シングルルーム ¥8,910 ツインルーム ¥17,050 より

お祝い・同窓会・
ご法要の集い・ご宴会に



レストランサンフォニア
和洋中豪華ホテルシェフの饗宴



お一人様 7,000 円～ (税・サービス料・室料別途)

日本料理、中国料理、西洋料理からお好みのコースをお選びいただけます。
この他、季節のご宴会メニューもご案内しております。

8名様より承ります。内容はご希望に合わせてお手伝いさせていただいております。
心のこもったお料理を行き届いた心遣いと共にご用意させていただきます。

◎卓盛料理は10名様、ブッフェ料理は20名様より御利用いただけます。(2時間)
お気軽に担当者までお問い合わせください。

朝食バイキング

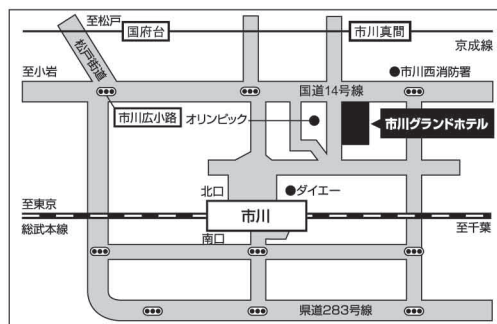
お問い合わせ・ご予約は

TEL.047-324-1231 (担当 石川)

JR総武線 市川駅北口より徒歩3分 京成線 市川真間駅より徒歩5分

〒272-0034 千葉県市川市市川 1-3-18

<http://breezbay-group.com/ichikawa-gh/>



お客さまのビジネスを支援する幅広い解決策を提案する会社です

京葉産業株式会社

KeiYO GAS グループ

1 オフィス用品全般

オフィスプランニング

防災・防犯用品各種

3 社用車リース

社用車のコスト削減

社用車の管理業務削減

2 建物総合管理

オフィス清掃

緑地管理

4 保険代理店

事業活動を支援する保険

個人の万が一に備える保険

本 社

千葉県市川市市川南2丁目7番8号

京葉ガス本社南館

TEL : 047-322-6411

FAX : 047-325-0730

建設業登録 千葉県知事許可

(内装仕上工事,電気工事,管工事)

清掃業登録 千葉県知事登録

警備業認定 千葉県公安委員会認定

保険代理店 関東財務局登録



カタログ



パンフレット



ポスター



カレンダー



社内報



書籍



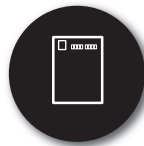
包装紙



仕様書 伝票類



名刺



はがき



フォーム



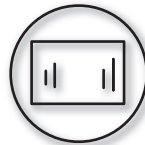
ネーム
プレート



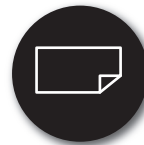
トロフィー



楯



表彰状



ステッカー



他

デザイン・印刷のご用命は♪

●企画からデザインまで

正金興業株式会社

〒272-0825千葉県市川市須和田1丁目1番6号

電話 市川 047 (372) 1151 (代)

FAX 市川 047 (371) 7765

自治会活動の物品購入は エスピーマルシェがおすすめですよ!

↓このような商品を取り扱っております



親睦活動に!

ガチャガチャ・
抽選会キットなど



防災活動に!

防災セット・非常用トイレ・
非常食など



防犯活動に!

安全ベスト・
反射グッズなど



扶助活動に!

敬老の粗品・
各種お祝い品など



商品検索・ご注文はこちらから

エスピーマルシェ 公式

<https://www.spmarche.com>



- 助成金に対応した請求書・領収証が発行可能
- 納品後の後振込みが可能
- 見積書発行無料
- のし掛け・のしシールのご用意がございます

お気軽にお問合せください



株式会社 力匠
(エスピーマルシェ)

フリーコール
0120-997-192

クイックな対応 いいグッズ

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2丁目20番地 ワカヤギビル2階

受付時間 9:30~17:00 (※12:00~13:00/土日・祝日を除く)

その印刷を もっとたのしく、 あたらしくします

自治連協広報
『いちかわ』は
ここで
印刷しています

- ✓ 新聞・書籍制作
- ✓ チラシ・ポスター制作
- ✓ 年史・カタログ制作
- ✓ ホームページ制作
- ✓ DVD、CD制作
- ✓ DTPサポート
- ✓ 文書スキャニング
- ✓ 情報加工・ソフト開発
- ✓ 宣伝グッズ制作



media 株式会社
きかんし
center

企画・編集・デザインから発送まで

<http://www.kikanshi.co.jp> TEL 03-5534-1234(代)
【本社】〒135-0053 東京都江東区辰巳2-8-21 FAX 03-5534-1235

自治会長便利帳 2024

発行 令和6年6月

編集・発行 市川市自治会連合協議会

事務局：〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
(市川市市民部 自治振興課内)

電話 047 (334) 1128 FAX 047 (336) 1610